

日医発第1126号(年税86)

平成24年3月12日

都道府県医師会長 殿

日本医師会長

原中 勝征

消費税要望に係るアンケート調査結果について(報告)

本会の会務運営につきましては、日頃よりご協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、昨年6月から7月にかけて、各都道府県医師会及び各都市医師会のご協力により実施いたしました「消費税要望に係るアンケート」の集計結果がまとまりましたので、別添の通りご報告申し上げます。

各都道府県医師会におかれましては、業務ご多忙のところ、調査にご協力を賜り、誠に有難うございました。

なお、各都市医師会に対しましても、同様のご報告をしておりますので、その旨ご承知置きくださいますよう、お願い申し上げます。

また、本報告書は、日医ホームページ・メンバーズルームの「お知らせ・医師会活動」にある「税制関連資料」コーナー

( <http://www.med.or.jp/japanese/members/info/zeisei/> )、2. 個別テーマ(2)消費税、に掲載しております。

# 消費税要望に係るアンケート調査結果について

平成 24 年 3 月

日本医師会

## 調査の概要

社会保険診療報酬を非課税制度から課税制度に改めた場合の諸影響についての会員の意識を把握するため、全国の都道府県医師会及び都市医師会役員に対して、昨年 6 月に調査票を発送し、7 月末を回答期限として実施した。

回答状況は以下の通り。

( 1 ) 回答総数 8,663 件 ( 回答のあった 1 医師会あたり約 11 件 )

( 2 ) 回答のあった医師会 789 医師会

( 依頼した 937 医師会の約 84% )

## 無効回答の判定基準について

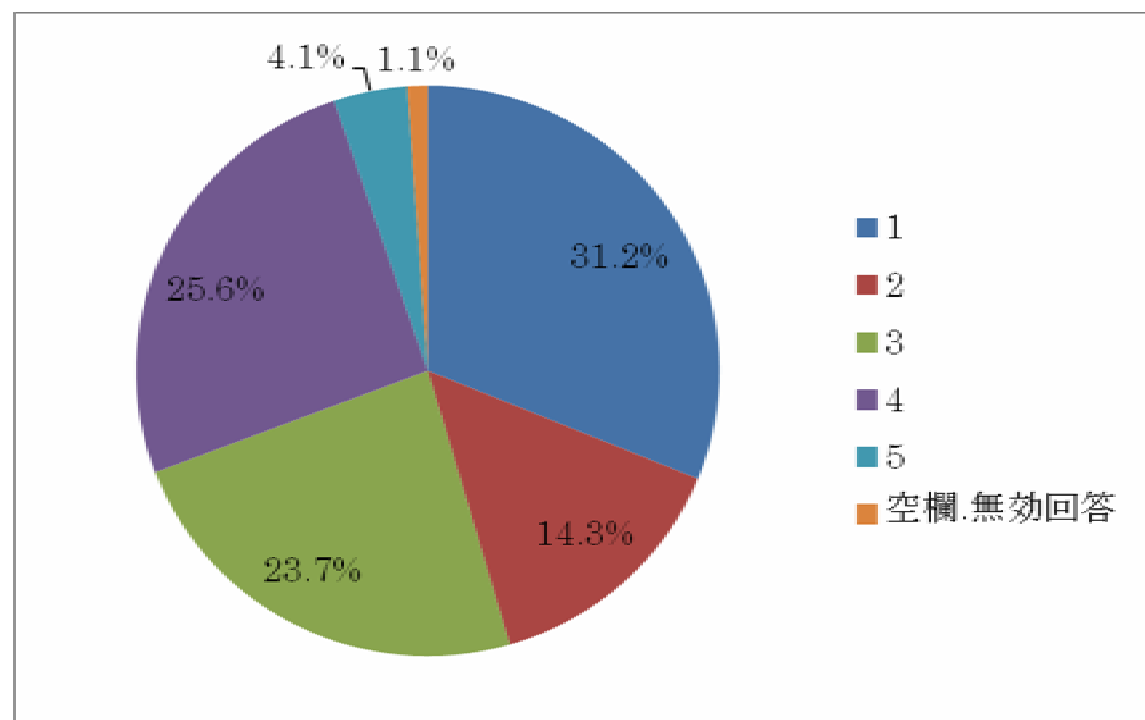
選択肢番号を 2 つ以上選択 ( 選択肢の番号について で囲むなどの記入があるもの ) した場合は無効回答とした。ただし、自由記入を求めている選択肢以外を選択している場合で、自由記入欄に記入がある回答 ( 当該選択肢の番号に記入があるものを除く ) については、当該記入を選択事由等の付記と整理し有効回答として集計した。

## 集計結果

### 設問 1

社会保険診療が課税になったときの、患者の負担増について、先生のご意見にもっとも近いものを一つ選んでお答えください。

|   | 回答  | 回答数   | 構成比    |
|---|---|-------|--------|
| 1 | 他の物品購入と同じように（通常の税率で）負担をしていただくことは、医療においてもやむを得ない。                         | 2,701 | 31.2%  |
| 2 | 他の物品購入よりも低い税率であれば、ある程度の負担をしていただくことは、医療においてもやむを得ない。                      | 1,239 | 14.3%  |
| 3 | 一旦、窓口で消費税を負担していただくのはやむを得ないが、最終的には国から患者に還付するなど、実質的な負担増にならないようにしなければならない。 | 2,056 | 23.7%  |
| 4 | 若干でも患者の負担増になるような方法で解決するべきではない。  | 2,215 | 25.6%  |
| 5 | その他   | 354   | 4.1%   |
|   | 空欄.無効回答   | 98    | 1.1%   |
|   | 合計  | 8,663 | 100.0% |



- ・患者負担が増えないよう何らかの配慮を求める選択肢「2」「3」「4」の合計は63.6%を占め、さらに、「1」を選択した場合でも患者負担へ配慮すべきと考えながらも様々な理由でやむを得ず選択したケースも含まれていることを考慮すれば、「課税」「非課税」を問わず、日医の「患者負担を増やさない」という方向性は概ね支持されているといえる。
- ・今回のアンケートの目的は、あくまで課税にした場合の影響についての意識を調査することであり、解決策（ゼロ税率、軽減税率、普通税率＋給付付き税額控除、非課税制度の枠内で上乗せ水準及び上乗せ方法の改善 など）を選択肢として明示して問う形式ではなかったため、以下の点に留意する必要がある。

ゼロ税率を支持または非課税制度の枠内での改善を支持する場合は、「4」または「5」を選択する傾向がみられたこと。

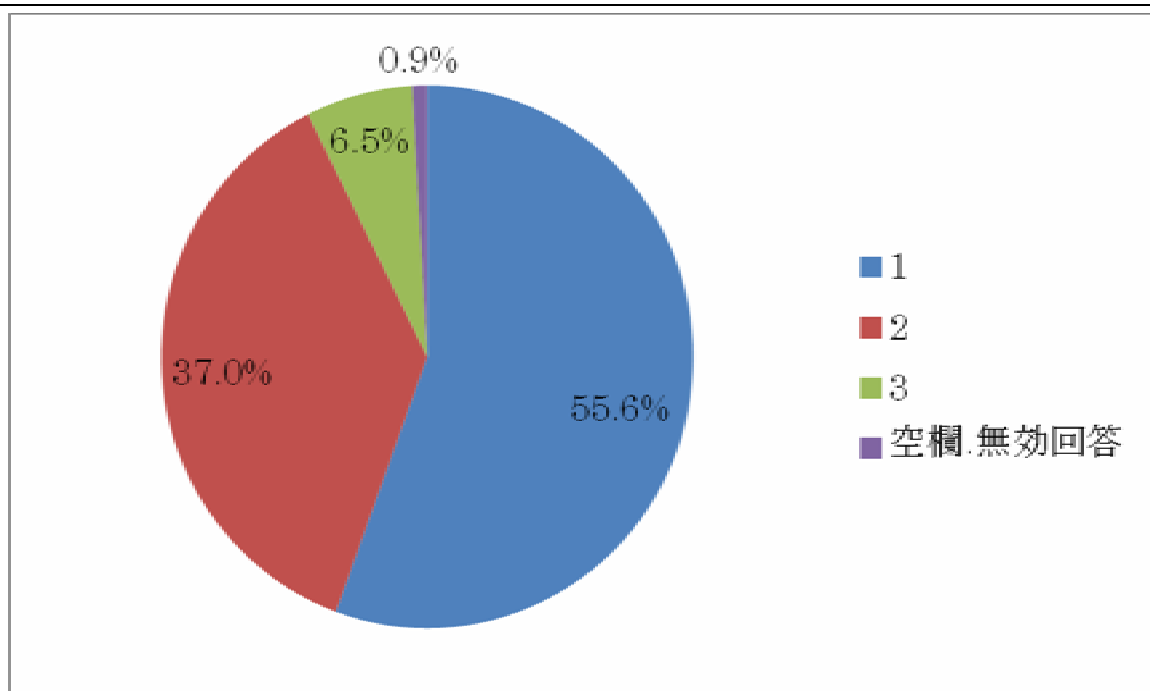
ゼロ税率を支持する場合でも「2」の軽減税率のひとつととらえて「2」を選択する傾向がみられたこと。

消費税の是非及びそのあり方については、極めて政治的なテーマであることから、各選択肢を選ぶ経緯についても様々なケースが含まれているようである。例えば、「1」を選択した場合においても、「消費税は広く薄く負担すべき制度であり、患者といえども当然に負担すべきもの」という立場、ゼロ税率を理想としながらも国家財政の状況から患者負担もやむを得ないという立場、ゼロ税率を理想としながらもゼロ税率に固執して解決を遅らせることは避けなければならぬという立場から一時的に患者負担もやむをえないという立場、等々。

## 設問 2

社会保険診療が課税になれば、医療機関は窓口で患者から消費税をいただくこととなります（税率がゼロ%の場合を除く）。世論の反発も予想され、窓口では患者への説明等が必要になると想定されます。これについて、先生のご意見にもっとも近いものを一つ選んでお答えください。

|   | 回答                          | 回答数   | 構成比    |
|---|-----------------------------|-------|--------|
| 1 | 窓口で患者への説明が必要になれば、対応できると思う。  | 4,815 | 55.6%  |
| 2 | 窓口で患者への説明が必要になると、対応できないと思う。 | 3,207 | 37.0%  |
| 3 | その他                         | 562   | 6.5%   |
|   | 空欄・無効回答                     | 79    | 0.9%   |
|   | 合計                          | 8,663 | 100.0% |

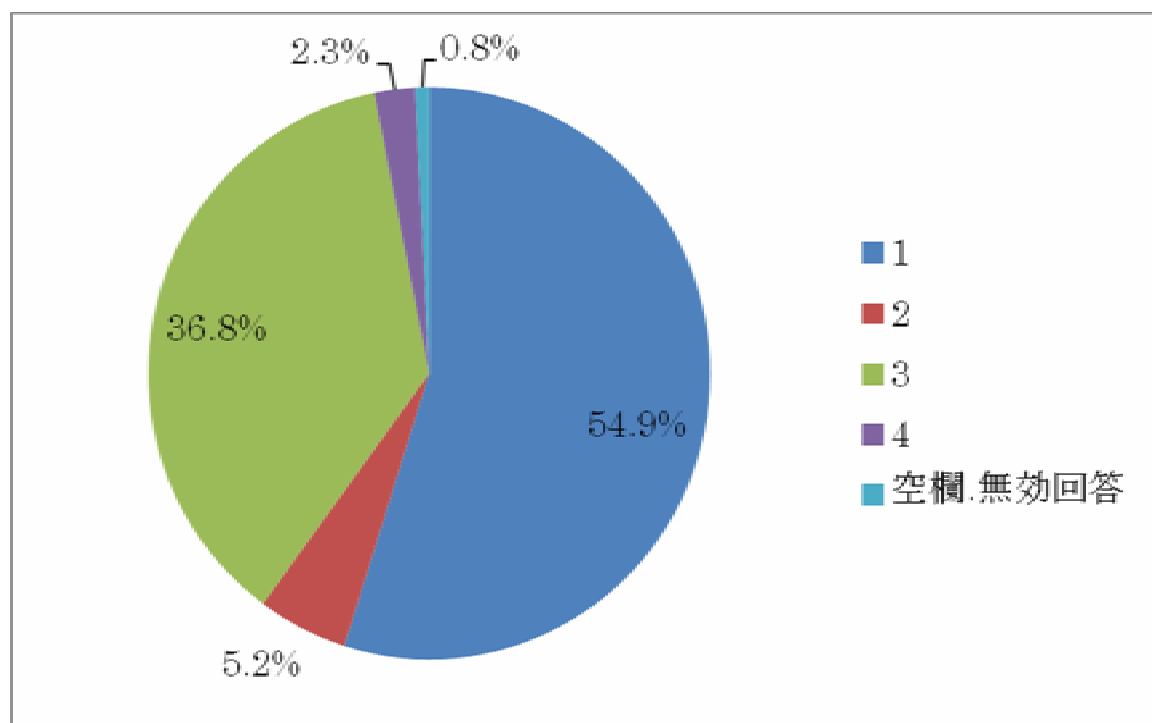


- ・窓口での患者への説明について、「1」の「対応できる」が 55.6% を占めた。また、「3.その他」をみると、国が責任をもって説明すべしとする意見が多く、日医の支援の必要性を指摘する意見も多くみられたことから、「対応できない」とする 37.0% に対しては、国にしかるべき措置をとるよう要望していくことが必要であり、日医も何らかの支援を行うことが求められる。

### 設問 3

今は社会保険診療が非課税のため、診療所を中心とする多くの医療機関は消費税の申告が免除されたり簡略化されたりしています。もし社会保険診療が課税になれば、医療機関は税の申告や記帳の事務量が今より増えることが想定されます。これについて、先生のご意見にもっとも近いものを一つ選んでお答えください。

|   | 回答                                       | 回答数   | 構成比    |
|---|--|-------|--------|
| 1 | 問題解決のためには、税の申告や記帳の事務量が増えることも、やむを得ない。     | 4,756 | 54.9%  |
| 2 | 税の申告や記帳の事務量が増えるような方法であれば、現状のままでやむを得ない。   | 450   | 5.2%   |
| 3 | 税の申告や記帳の事務量が増えないよう、現行の非課税制度の枠内で解決を図るべきだ。 | 3,184 | 36.8%  |
| 4 | その他                                      | 203   | 2.3%   |
|   | 空欄・無効回答                                  | 70    | 0.8%   |
|   | 合計                                       | 8,663 | 100.0% |



・主に診療所で予想される事務負担増について、「1」の問題解決のためには「やむをえない」が過半数を占めたものの、他方で「2」の「現状のままでやむを得ない」及び「3」の「現行の非課税制度の枠内で解決を図るべき」の合

計も 42.0%と決して少なくない。

- ・本設問で「3」とした回答について、設問 1 での自由記入欄をみると、以下のような意見が多くみられた。

診療報酬への上乗せ方式をすべての項目に定率の上乗せをすることで解決すべき

確かに、この方法に改めれば、現行制度に比べれば矛盾は相当程度緩和されると見込まれるが、依然として設備投資分の消費税負担を解決することは困難である。

仕入（医薬品、診療材料等）を非課税にすることで解決すべき

医薬品、診療材料については現行制度でも診療報酬制の算定の仕組みの中で消費税 5%分が組み込まれており、この部分が消費税負担問題に占める比重は相対的に小さいものと考えられる。ただし調整幅 2 %が管理コストをカバーしきれているかの問題は残るが、これは消費税の問題とは別の問題である。また、仮に医療用機器も含めて仕入れを非課税（注）にできたとしても（日医は平成 19 年度・平成 20 年度の税制要望として取り上げたこともある）、仕入れは公定価格でないことからメーカー等が消費税分を価格に転嫁することが可能であることから、医療機関の消費税負担は依然として解消できない可能性が高く、むしろ負担問題の実態がみえなくなってしまうなど、むしろ本質的な解決から遠ざかる恐れがあるとして要望から取り下げた経緯あり。）

（注）ここでは、医療機関の直接の仕入れ先となる医薬品メーカー・卸や医療用機器メーカーのみを非課税とする制度を想定した。他に、それらの業者のさらに川上にまでさかのぼって消費税を徹底して排除しようとするれば、輸出免税と同様の制度が必要となるが、制度の実現可能性は技術的にも政治的にもさらに困難になることが予想される。

以上のような論点についての情報提供が不十分であったことから、引き続き、課税に改めることが正しい方向性であることを会員に対し丁寧に説明していく必要がある。

## まとめ

課税となった場合の患者負担については、負担増とならないよう何らかの措置が必要とする意見は 6 割超を占め、日医の「患者負担を増やさない」とする方向性は概ね支持されている。

患者への説明については、「対応できる」とする回答が 5 割超を占めたが、現場で混乱が生じないように、国による事前の広報・周知及び日医からの支援が必要である。

事務負担増については、「やむを得ない」とする回答が 5 割超を占めたが、「非課税制度の枠内で解決を図るべき」とする回答も 3 割超を占めた。後者については、非課税制度の枠内での解決が何故困難であるのかについて、日医からの説明が不十分であった側面もあり、今後、会員に対してより丁寧な説明・広報を行っていく必要がある。